

平成 28 年 10 月 18 日

三酸化アンチモンに関する厚生労働省「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」の公表について(速報)

日本鉱業協会

厚生労働省は、「平成 28 年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、三酸化アンチモンの具体的な健康障害防止措置の検討を行い、平成 28 年 10 月 18 日に「三酸化アンチモンによる労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」を公表しました。

三酸化アンチモンとこれを含む製剤その他の物を「特定化学物質障害予防規則(特化則)」の「管理第 2 類物質」に指定し、事業者に対して、これらを製造し、または取り扱う業務について、発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施などを義務付けることが必要であるとされました。

なお、樹脂等で固形化されることにより、粉じんを発散するおそれがない三酸化アンチモンを取り扱う作業は適用除外となりました。

また、三酸化アンチモンをスラリー化したもの、湿潤化したものは、乾燥した場合に粉じんとして発散する可能性があることから、基本的には全ての措置を講ずることが必要ですが、粉状のものを湿潤な状態(スラリー化、溶媒に溶解させたもの)で取り扱う場合は、密閉化、局所排気装置等の設置は必ずしも要しないとされました。

〈規制導入スケジュール〉

平成 29 年 1 月頃 改正案についてパブリックコメントを実施

平成 29 年 3 月頃 改正政令、規則の公布

平成 29 年 6 月頃 改正政令、規則の施行(一部経過措置 = 作業環境測定、作業主任者等)

具体的な健康障害防止措置の内容・施行時期については、厚生労働省「三酸化アンチモンによる労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」をご参照下さい。

〈厚生労働省ホームページ〉

「三酸化アンチモンによる労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000139511.html>

以上

\*\*\*\*\*

日本鉱業協会アンチモン環境安全協議会

日本精鉱(株) 山中産業(株) 東湖産業(株)

\*\*\*\*\*